

ハローワークにおける失業給付金手続の改善について

1 縦割り110番からの要望

失業中の給付金に関する失業確認の手続について、居住地を管轄するハローワークでしか行うことが出来ないため、利用者が通所しやすいハローワークで手続が出来るようにしてほしい。

< 要望概要 >

- 失業給付（教育訓練支援給付金）を受け、看護学校に通っている。受給を継続するために2か月に1度、ハローワークで受給継続手続を行う必要があるが、手続は学校に近いハローワークではなく、居住地を管轄するハローワークでないとできない。そのため、授業の空いた時間や休憩時間に、学校から離れたハローワークに通所している。

< 厚生労働省の見解 >

- 失業中の各種給付金に関する手続について、本人の申出に基づき所管ハローワークが必要性を認めたときは、他のハローワークでの手続が可能。（雇用保険施行規則第54条）
（例）居住地を管轄するハローワークと、就職活動を行うエリア（就職希望地）を管轄するハローワークが異なる場合
 - 要望のようなケースにおいても、上記規定に基づいた対応が可能であり、ハローワークに対する周知も実施している。
- ➡ 上記の見解を受けて、直轄チームにおいて複数（6カ所）のハローワークに確認したが、要望のケースについて手続を認めている例は確認できず。（周知の内容がハローワークの現場まで十分に浸透していない）

対応を要請

2 厚生労働省の対応

8月に受給者配布用の冊子（受給者のしおり）を改訂の上、ハローワーク窓口にも再度対応について周知。